

川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱

平成 25 年 4 月 1 日 施行

平成 26 年 4 月 1 日 改正

平成 27 年 4 月 1 日 改正

平成 28 年 10 月 3 日 改正

平成 29 年 4 月 1 日 改正

平成 30 年 4 月 1 日 改正

平成 31 年 4 月 1 日 改正

令和 2 年 4 月 1 日 改正

令和 2 年 7 月 22 日 改正

令和 3 年 4 月 1 日 改正

令和 3 年 5 月 1 日 改正

令和 5 年 4 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎港の利用促進を図り、国際コンテナ戦略港湾である川崎港を基点とした海上コンテナ輸送を活性化するため、川崎港コンテナターミナルを新規に又は継続的に利用する事業等を行う者に対し補助金を交付する川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度（以下「補助制度」という。）の運用にあたり必要な事項を定めるものとする。

2 補助制度による補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののか、この要綱の定めるところによる。ただし、規則第 5 条第 2 項の規定を除く。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国内諸港湾 港湾法施行令（昭和26年1月19日政令第4号）別表第一に掲げる港湾をいう。
- (2) 外航船社 国内諸港湾と外国諸港湾との間において、海上運送法（昭和24年6月1日法律第187号）に規定する貨物定期航路事業を行う者をいう。
- (3) 内航船社 内航海運業法（昭和27年5月27日法律第151号）に規定する国土交通大臣の行う登録を受けた者をいう。
- (4) 代理店 海上運送法に規定する海運代理店業を営む者をいう。
- (5) 外航航路 外国諸港湾と川崎港コンテナターミナルを結ぶ航路をいう。
- (6) 内航航路 国内諸港湾と川崎港コンテナターミナルを結ぶ航路をいう。
- (7) F E U 40フィートコンテナ1本を表すコンテナ取扱量の単位をいう。
20フィートコンテナ1本は0.5F E Uに、45フィートコンテナ1本
は1.125F E Uに換算する。
- (8) 港湾運営会社 港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）第43条の
11第1項の規定による指定を受けた株式会社をいう。

(事業区分)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、継続的に（原則毎月1F E U以上）川崎港コンテナターミナルを利用する、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 第7条の補助対象期間中に、新たに川崎港コンテナターミナルの係船岸壁を経由し、外国諸港湾又は国内諸港湾との間で海上コンテナを輸出、輸入、移出又は移入する事業（以下「新規事業」という。）

- (2) 前号の新規事業として補助金交付の決定を受けた事業で、事業開始日から 3 年を経過していない事業（以下「継続事業」という。）
- (3) 川崎港コンテナターミナルとアジアの外国諸港湾を直接結ぶ航路の維持に資する海上コンテナを川崎港コンテナターミナルの係船岸壁を経由し、輸出又は輸入する事業（以下「アジア貿易促進事業」という。）
- (4) 川崎港コンテナターミナルと外国諸港湾又は国内諸港湾との間で、川崎港コンテナターミナルの係船岸壁を経由し、リーファーコンテナを輸出、輸入、移出又は移入する事業（以下「リーファー貨物促進事業」という。）
- (5) 川崎港コンテナターミナルを基点として同一の海上コンテナを往復とも実入りで陸送する事業（以下「コンテナラウンドユース促進事業」という。）
- (6) 川崎港コンテナターミナルと外国諸港湾又は国内諸港湾との間で、新たに定期航路を開設し、航路開設日から 2 年を経過していない事業（以下「新規航路開設事業」という。）
- (7) 航路改編等により、川崎港コンテナターミナルと国内外の新たな寄港地との間で実入りの海上コンテナを輸出、輸入、移出又は移入する事業で、寄港を開始した日から 2 年を経過していない事業（以下「航路改編事業」という。）
- (8) 川崎港コンテナターミナルと前二号の事業における寄港地を除く寄港地との間で、実入りの海上コンテナを輸出、輸入、移出又は移入する事業で、当該年度の取扱貨物量が前年度の取扱貨物量より増加する事業（以下「増加事業」という。）
- （補助対象者）

第 4 条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、日本国内に事務所又は事業所を有する者であって、別表 1 に掲げる者とする。

2 第9条の規定による補助金交付決定の申請にあたり、一の補助事業に対して補助対象者となり得る者が複数ある場合には、当該補助対象者間で協議の上、いずれかの者が他の者を代表して申請するか、二以上の者が共同で申請するものとする。

(補助対象貨物等)

第5条 補助金交付の対象となる貨物は、第3条の補助事業により取扱われた海上コンテナ（以下「補助対象貨物」という。）とし、補助対象貨物量及び利用条件は、別表2に掲げるとおりとする。

2 別表2のアジア貿易促進事業の利用条件にある「補助対象者の当該年度の取扱貨物の総量」とは、同一の補助対象者が、当該年度に川崎港コンテナターミナルにおいて、同コンテナターミナルの係船岸壁を経由し、輸出、輸入、移出又は移入した全ての海上コンテナ取扱量をいう。なお、新規事業、継続事業又はリーファー貨物促進事業の補助対象貨物をアジア貿易促進事業の補助対象貨物とすることはできない。

3 新規事業、継続事業又はアジア貿易促進事業の補助対象貨物をリーファー貨物促進事業の補助対象貨物とすることはできない。

4 新規航路開設事業又は航路改編事業の補助対象貨物を、増加事業の補助対象貨物とすることはできない。

5 補助対象貨物量に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。

(補助額)

第6条 市長は、第10条第1項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、当該年度の補助対象貨物量の実績に応じた補助金を交付する。ただし、1補助事業者当たりの上限額は5,000万円とする。

2 補助金の額は、別表3に掲げるとおりとする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(審査委員会の設置)

第8条 市長は、補助事業の内容等を審査するため、川崎港利用促進コンテナ

貨物補助事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、港湾局長が別に定める。

3 審査委員会は、川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助事業審査委員会
を兼ねることができる。

(補助金交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補
助金交付決定申請書(第1号様式)を市長に提出し、補助金交付の決定を受
けなければならない。

2 前項の補助金交付決定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなけれ
ばならない。

(1) 事業計画書(第1号様式の別紙1)

(2) 会社概要(第1号様式の別紙2)

(3) 誓約書(第1号様式の別紙3)

(4) その他、申請内容を確認するために必要な資料

3 申請期間は、当該年度の5月1日から2月末日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、申請期間内に補助金の交付予定総額が当該年度
の補助制度の予算額の上限に達した段階で第1項の申請受付を終了する。

(重複申請の禁止)

第9条の2 申請者は、補助金交付申請を行った事業と同一の事業について港
湾運営会社に対して集貨支援等を受けるための事業計画の提案等を行っては
ならない。

(補助金交付決定)

第10条 市長は、第9条第1項の規定による申請を受け付けたときは、審査委員会の審査に付した上、適當と判断した場合には、速やかに補助金交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(第2号様式－1)により、申請者に通知するものとする。また、補助金不交付と判断した場合は、補助金不交付決定通知書(第2号様式－2)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定通知に際して、補助制度の目的を達成するために必要があると認めるときは、所要の条件を付するものとする。

3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を不交付とする。

(1) 川崎市暴力団排除条例(平成24年3月19日条例第5号。以下「川崎市暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団であるとき。

(2) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員(川崎市暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるとき。

(3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するとき。

4 市長は、必要に応じて、申請者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(申請の取下げ)

第11条 前条第1項の規定による補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、前条の規定による通知を受けた日から20日以内に第9条第1項の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 市長は、第10条第1項の規定により補助金交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、原則毎月末までに、前月分（当該年度初回は前月までの分）の補助対象貨物の数量について、それを確認できる資料（以下「証明書類」という。）を添えて市長に報告し、当該年度の事業が終了したときは、速やかに最終月の証明書類を添えて補助金交付決定事業実績報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定によるほか、補助事業者に対し、事業実績等を確認するため、必要に応じて隨時報告又は資料の提出を求めることができる。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、審査委員会の審査に付した上、補助金額を確定し、補助金額確定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求及び支払い)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第16条 補助事業者は、第9条の規定により提出した申請書及び添付書類に記載した事業計画の内容に変更があるときは、補助金交付変更決定申請書（第6号様式）を提出し、あらかじめ市長の決定を受けなくてはならない。ただし、別に定める変更については、補助金交付決定事業実績報告書に変更

内容を記載することによりこれに代えることができる。

2 前項の補助金交付変更決定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書(第1号様式の別紙1。変更後の事業計画を記載したもの)

(2) その他、変更内容を確認するために必要な書類

3 市長は、第1項の規定による補助金交付変更決定申請書の提出を受けたときは、審査委員会の審査に付した上、事業内容の変更を承認する場合には、補助金交付変更決定通知書(第7号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第17条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、補助金交付決定事業中止承認申請書(第8号様式)を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなくてはならない。

2 市長は、第1項による補助金交付決定事業中止承認申請書の提出を受けたときは、審査委員会の審査に付した上、事業の中止を承認する場合には、補助金交付決定事業中止承認通知書(第9号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(審査基準)

第18条 第10条、第14条、第16条及び第17条の審査に係る基準は、港湾局長が別に定める。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第13条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が、当該補助事業の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

(補助金交付決定の取消し)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付又は交付決定を受けたとき。

(2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 第10条第3項に掲げる者であったとき。

(4) その他法令、条例又は規則若しくは本要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第21条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助事業者にその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第22条 市長は、補助制度の適正な運用を期すため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(雑則)

第23条 この要綱の規定により行うこととされている書類等（書類、帳簿その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項において同じ。）の提出、通知及び報告については、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）（市の機関等に係る申請等の受付や手数料等を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化推進室が所管する汎用受付システムをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

2 この要綱の規定により作成することとされている書類等については、当該

書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）その他港湾局長の認める電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、港湾局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（関連要綱の廃止）

2 「川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度」に関する補助金交付要綱（平成23年11月29日施行。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際に現に旧要綱の規定により補助金の交付対象事業として決定を受けた事業に対する補助金の交付については、なお、従前の例による。

4 旧要綱の規定により補助金の交付対象事業として決定を受けた事業を、この要綱においても継続して補助金交付決定の申請を行う場合において、当該事業の事業開始日は、旧要綱において事業を開始した日とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に改正前の要綱に基づいて平成30年4月1日から施行日前日までの期間に新規航路開設事業として交付決定を受けた事業で、当該事業開始から2年を経過していない事業については、第5条第1項別表2の補助対象貨物量についての規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

事業区分	補助対象者
新規事業 継続事業 アジア貿易促進事業 リーファー貨物促進事業	貨物の法的所有権を有する者、貨物の輸送を依頼する者、港湾運営会社
コンテナラウンドユース 促進事業	海上コンテナを陸送する者、貨物の輸送を依頼する者
新規航路開設事業	外航船社及び内航船社、外航船社及び内航船社の代理店、港湾運営会社
航路改編事業	外航船社及び内航船社、外航船社及び内航船社の代理店、港湾運営会社
増加事業	外航船社及び内航船社、外航船社及び内航船社の代理店、港湾運営会社

別表 2

事業区分	補助対象貨物量	利用条件
新規事業 継続事業 リーファー貨物促進事業	取扱貨物量の全量	継続的に川崎港コンテナターミナルを利用すること。
アジア貿易促進事業		補助対象者の当該年度の取扱貨物の総量が500F.E.U以上であること、又は輸出総量が250F.E.U以上であること、若しくは補助対象者が川崎市内に事業所を置く、中小企業基本法第2条に規定する事業者であること。
コンテナラウンドユース 促進事業	取扱貨物量の全量 (実入りのみ)	川崎港コンテナターミナルを基点として同一のコンテナを往復して陸送すること。
新規航路開設事業		川崎港コンテナターミナルを初めて利用する船社が新たに定期航路を開設すること。又は、川崎港コンテナターミナルを既に利用している船社が新たな寄港地のみで構成される定期航路を開設すること。
航路改編事業		川崎港コンテナターミナルを既に利用している船社が、航路改編等により新たな寄港地への寄港を開始すること。
増加事業	前年度の取扱貨物量よりも増加した分の取扱貨物量 (実入りのみ)	前年度までに定期航路を開設していること。

別表3

事業区分	補助額	1申請当たりの上限額
新規事業	補助対象貨物1F E U当たり5,000円を乗じた額 ※輸出貨物の場合で、川崎港コンテナターミナルにおける当該年度の取扱量が100F E U以上である場合は、1F E U当たり10,000円を乗じた額	2,000万円
継続事業	補助対象貨物1F E U当たり5,000円を乗じた額	
リーファー貨物促進事業		150万円
アジア貿易促進事業	補助対象貨物1F E U当たり3,000円を乗じた額	2,000万円
コンテナラウンドユース促進事業	川崎港を基点として往復陸送した補助対象貨物1往復当たり5,000円を乗じた額	2,000万円
新規航路開設事業	補助事業開始日から1年を経過する日までは、補助対象貨物1F E U当たり5,000円（国内の場合は1F E U当たり3,000円）を乗じた額とし、1年を経過した日から2年を経過する日までは、補助対象貨物1F E U当たり3,000円（国内の場合は、1F E U当たり2,000円）を乗じた額とする。	2,000万円（国内の場合は1,000万円）
航路改編事業	補助事業開始日から1年を経過する日までは、補助対象貨物1F E U当たり5,000円（国内の場合は1F E U当たり3,000円）を乗じた額とし、1年を経過した日から2年を経過する日までは、補助対象貨物1F E U当たり3,000円	

	00円（国内の場合は、1 F E U当たり2,000円）を乗じた額とする。	
増加事業	補助対象貨物1 F E U当たり5,000円（国内の場合は1 F E U当たり3,000円）を乗じた額	

第1号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛先)川崎市長

住 所
会 社 名
代表者職・氏名

補 助 金 交 付 決 定 申 請 書

川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱第9条第1項の規定に基づき、補助金交付の決定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業名			
事業の概要 (事業開始の経緯・目的、前年度から変更した点など)			
補助対象貨物量 (計画値)	合計	FEU	
補助金請求額 (予定額)	¥	円	
連絡先	住所	(〒)	
	担当部署		担当者
	電話		FAX
	Eメール		
添付書類	事業計画書(別紙1) 会社概要(別紙2) 誓約書(別紙3)		

第1号様式の別紙1(第9条関係)

事業計画書

① 事業名				
② 事業区分	<input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 継続事業 <input type="checkbox"/> アジア貿易促進事業 <input type="checkbox"/> リーファー貨物促進事業 <input type="checkbox"/> コンテナラウンドユース促進事業 <input type="checkbox"/> 増加事業 <input type="checkbox"/> 新規航路開設事業 <input type="checkbox"/> 航路改編事業			
③ 事業開始日	年 月 日			
④ 輸送経路及び輸送モード				
⑤ 輸送事業者	主な利用船社	主な利用ドレージ業者		
⑥ 荷主名及び輸送品目				
⑦ 取扱貨物量(計画値)	合計	FEU (実入り)	FEU・空	FEU)
⑧ 前年度貨物量(増加事業のみ)	実入り	FEU		
⑨ 補助対象貨物量(計画値)	合計	FEU		
⑩ 補助金請求額(予定額)	¥	円		
算出基礎				

第1号様式の別紙2(第9条関係)

年 月 日現在

会 社 概 要

会 社 名	
代 表 者	
住 所	〒
国内事業所	
海外事業所	
設 立	
資 本 金	
事 業 内 容	
上 場	
社 員 数	

※ 記載に当たっては商業登記簿と同一の内容としてください。

※ 共同申請により申請者が複数ある場合は、1申請者ごとに御記入ください。

第1号様式の別紙3(第9条関係)

誓 約 書

年 月 日

(宛先)川崎市長

住 所

会社名

代表者職・氏名

(署名又は記名押印)

申請者及び申請者の役員は、暴力団等(川崎市暴力団排除条例(平成24年3月19日条例第5号)に規定する暴力団又は暴力団員)に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助金交付決定の取消等その他の不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要がある場合には、神奈川県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求があったときは、当該請求に従います。

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

様

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日 付けで申請のあった補助金交付については、川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱第10条第1項の規定に基づき、審査を行った結果、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長名

1 事 業 名

2 条 件

- (1) 補助事業の内容を変更又は中止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 毎月末までに前月までの取扱貨物量及び当月以降の取扱見込量を報告すること。
- (3) 前号の報告と併せて、次の書類を提出すること。

ア 前月分（初回は前月までの分）の補助対象貨物の数量を確認できる書類

イ その他、必要に応じて事業内容等を確認するための資料

- (4) 補助事業の実績報告書には、次の書類を添付すること。

ア 最終月の補助対象貨物の数量を確認できる書類

イ その他、必要に応じて事業内容等を確認するための資料

- (5) 補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付又は交付決定を受けたとき。

イ 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

3 補 助 金 交 付 予 定 額

円

補助金確定額については、川崎港コンテナターミナルの利用実績に応じて決定します。

第2号様式－2(第10条関係)

第 号
年 月 日

(申請者氏名)

川崎市長名

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金交付については、川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱第10条第1項の規定に基づき、審査を行った結果、不交付となりましたので通知します。

1 事業名

2 不交付の理由

第3号様式(第13条関係)

年　月　日

(宛先)川崎市長

住　所

会　社　名

代表者職・氏名

補助金交付決定事業実績報告書

年　月　日付け川崎市指令　第　号で補助金交付決定を受けた事業について、次のとおり報告します。

① 事業名			
② 今年度輸送期間	年　月　日	～	年　月　日
③ 取扱貨物量 (実績)	合計	FEU (実入り)	FEU・空 FEU)
④ 前年度貨物量 (増加事業のみ)	実入り	FEU	
⑤ 補助対象貨物量 (実績)	合計	FEU	
⑥ 補助金請求額	¥	円	
算出基礎			
⑦ 変更点及び その理由			
⑧ 添付書類			

川崎市使用欄	
検査員	検査員

第4号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

(事業者名)

川崎市長名

補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金交付決定事業については、川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱第14条の規定に基づき、次のとおり補助金額の確定をしたので通知します。

補助金確定額は、次のとおりとします。

補助金確定額	¥ 円
算出根拠	

第5号様式(第15条関係)

年　月　日

(宛先)川崎市長

住　　所

会　社　名

代表者職・氏名

印

補助金交付請求書

年　月　日付け 第　号で通知のありました補助金について、次のとおり請求します。

① 事業名			
② 請求金額	¥ 円		
③ 振込先 金融機関	金融機関	銀行	支店
	預金種目	普通	当座
	口座番号		
	受取人	住所	
		(フリガナ)	
		氏名	
	電話		

年　月　日

(宛先)川崎市長

住　　所

会　社　名

代表者職・氏名

補助金交付変更決定申請書

年　月　日付け川崎市指令　第　号で補助金交付決定を受けた事業について、変更事由が生じましたので、次のとおり変更決定を申請します。

① 事業名		
② 変更内容	変更前	変更後
③ 変更の理由		
④ 補助金交付額 (変更後)	¥　　　　円	
⑤ 変更日	年　月　日	
⑥ 添付書類	事業計画書(別紙1)	

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

様

補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けて申請のあった補助金交付決定の変更については、川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱第16条第3項の規定に基づき、審査を行った結果、次のとおり承認したので通知します。

年 月 日

川崎市長名

以下の事業計画について、変更を承認します。

(事業計画の名称)

第8号様式(第17条関係)

年　月　日

(宛先)川崎市長

住　　所

会　社　名

代表者職・氏名

補助金交付決定事業中止承認申請書

年　月　日付け川崎市指令　第　号で補助金交付決定を受けた事業について、次のとおり中止を申請します。

① 事業名	
② 事業中止日	年　月　日
③ 中止の理由	

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

様

補助金交付決定事業中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金交付決定事業の中止については、
川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱第17条第2項の規定に基づき、審査を行った結果、次のとおり承認したので通知します。

年 月 日

川崎市長名

① 事 業 名	
② 指 令 番 号	年 月 日 付け 川崎市指令 第 号